

# 特定非営利活動法人はなうた 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人はなうたという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、どんな人も一人の人間として、何者に対しても対等な権利と義務及び尊厳とを持って、安心して生活できる地域社会をつくるために、法に基づいた福祉サービス等の事業を行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境保全を図る活動
6. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
7. 子どもの健全育成を図る活動
8. 情報化社会の発展を図る活動
9. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

1. 障がい者福祉に関する事業
  - ① 障がい者支援事業
  - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス事業
  - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
  - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
  - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
2. 高齢者福祉に関する事業
  - ① 高齢者支援事業
  - ② 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
  - ③ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業

- ④ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 /
3. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
  5. 人材育成に関する事業
  6. 環境保全に関する事業
  7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会において議決権を有する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を援助するために入会した個人
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同し事業を援助するために入会した団体

#### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
3. 理事長は、入会申込者がこの法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
4. 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。



## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内。
  - (2) 監事 1人以上2人以内。
2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出し、選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の規定及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。



(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 役員の職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他この法人の運営に関する必要な事項

2. 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3. 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合。

(2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の1週間前までに発して行わなければならない。
3. 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。
4. 前条第2項第1号及び第2号または第3項第2号及び第3号の規定による請求があった場合、理事長は2週間以内に会議を招集しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第27条 総会及び理事会は、構成員総数の2分の1以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
4. 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第1項及び第2項、第31条第2項並びに第42条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
5. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
6. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
7. 前項の規定により表決した理事は、第27条、第28条第3項及び第4項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
8. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面等による議決)

第30条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会にあっては、正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）理事会にあっては、理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### （資産の構成）

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### （資産の区分）

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### （資産の管理）

第34条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （会計の区分）

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### （事業年度）

第37条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、その翌年の6月30日に終わる。

### （事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2. 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

### （事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

### （経費の支弁）

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### （臨機の措置）

第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、ホームページに掲載してこれを行う。尚、解散時における債権の申し出及び清算法人の破産に係る公告については官報へ掲載する。

## 第9章 雑則

### (細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。



#### 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	窪田	淳一郎
副理事長	岩崎	匡哉
副理事長	天井	洋平
理事	白岩	成人
監事	丸井	幸範
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 = 入会金、年会費 0 円
  - (2) 賛助会員 = 入会金 0 円、年会費 3000 円
  - (3) 団体会員 = 入会金 0 円、年会費 5000 円

#### 附則

この定款は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。